

## 第 2 号議案

### 規約の改正について

次の案 2 のとおり、泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約を改正することについて、規約第 7 条第 4 項第 3 号の規定により、協議会の議決を求める。

#### 記

○令和 3 年 4 月 1 日付け、堺市の組織改正により、「建設局ニュータウン地域再生室」が市長直轄の部相当組織となり、「泉北ニューデザイン推進室」に改称されることに伴い、規約の改正を行う。